

「模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明実地試験について」及び「航空従事者技能証明等の実地試験を模擬飛行装置のみにより行うための細則について」の全面改正に関するパブリックコメントの募集結果について

平成21年5月29日
国土交通省航空局技術部乗員課
電話：03-5253-8111
(内線 50333)

国土交通省では、平成21年4月21日から平成21年5月20日まで、「模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明実地試験について」及び「航空従事者技能証明等の実地試験を模擬飛行装置のみにより行うための細則について」の全面改正に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からご意見を募集し、1件のご意見を頂きました。

今回の募集にあたり、ご協力頂きました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要	国土交通省の考え方
新たに国内で開発・導入される模擬飛行装置に関し、該当する型式の航空機と当該模擬飛行装置との地上及び空中における運航特性について、国の検証の結果が規定の基準以上であれば限定変更操縦訓練及び実地試験（技能審査）の全部を模擬飛行装置のみで実施可能となるのが望ましい。	今回頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。